



認定都市プランナー制度とは

多様な広がりを持つ都市計画関係業務を担う専門家のうち、優れた資質・能力、豊富な実務実績、この業務に関する倫理性を有する都市計画実務専門家を、専門性を明らかにしたうえで「都市プランナー」として認定し、都市計画業務の質的向上を図るとともに、都市計画コンサルタントの職能の確立と社会的地位の向上を図り、もって地域、社会経済状況に的確に対応した地域及び都市づくりに貢献することを目的とします。

この制度は、令和3年2月に国土交通省登録資格に登録されました。

● 認定都市プランナー

総合的な空間計画の立案とその実現に中心的に関わることが出来る豊富な経験（都市計画分野における実務経験が15年以上の者に限る。）と一定水準の知識、技術、倫理性を有するものであって、民間機関等に属する者で登録された者

● 認定准都市プランナー

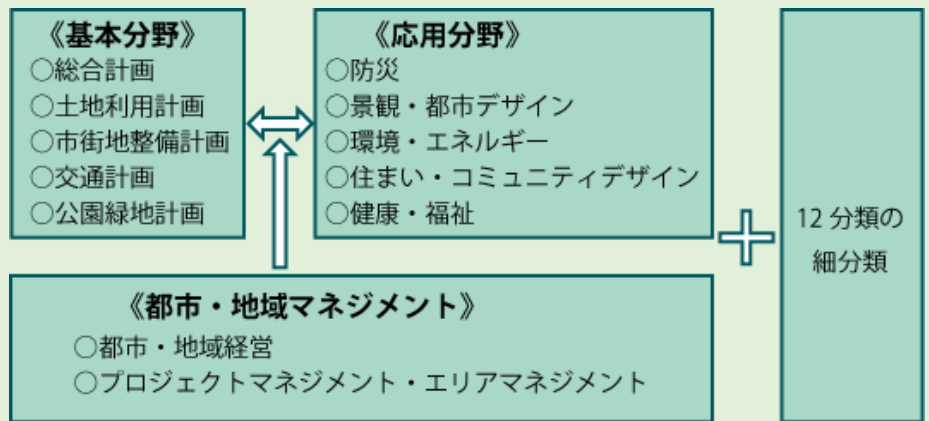
総合的な空間計画の立案とその実現に関わることが出来る一定の経験（都市計画分野における実務経験が5年以上の者に限る。）と一定水準の知識、技術、倫理性を有する者であって、民間機関等に属する者で登録された者

本制度の特徴

- ① 都市計画4団体（都市計画学会、都市計画協会、都市計画家協会、都市計画コンサルタント協会）の連携協力のもとに、都市計画コンサルタント協会が運営しています。
- ② 登録する専門分野の実務実績を重視した認定審査を実施しています。
- ③ 専門性を明らかにしたうえで認定審査を行います。
- ④ 推薦方式を採用します。

認定・登録の専門分野

- 都市計画の有する総合性を基本とし、自らの行う業務に関連する下記12分野の専門分野を明示し、登録します。
- 1年度1分野のみの登録ですが、翌年度以降であれば他分野を複数登録することも可能です。
- 12分野をもとに、より細かい専門分野の登録（細分類）を行うことが出来ます。



本制度の活用方法

認定都市プランナーは、都市計画4団体が連携して認定する我が国で初めての都市計画分野における実務専門家に関する資格です。本制度を自治体等の皆様に活用して頂くためには、次のような方法が考えられます。

- 公募型プロポーザル実施要領等に認定都市プランナー登録・認定制度を活用することにより対象業務に相応しい管理技術者を確保することが可能となり、業務成果のより一層の質的向上が期待できます。
- 自治体等における都市政策アドバイザーや地域のまちづくりへの専門家派遣としての活用。

これまでの登録者数

令和3年度の認定審査は終了しました。これにより、令和4年1月時点で、認定都市プランナー435名、認定准都市プランナー150名が登録されています。

その専門分野別人数は以下のとおりです（第1期認定都市プランナーは専門分野を2つまで登録可能としたため、また、年をまたいで複数分野を取得した人がいるため、登録者人数に対し登録分野数が重複しています）。

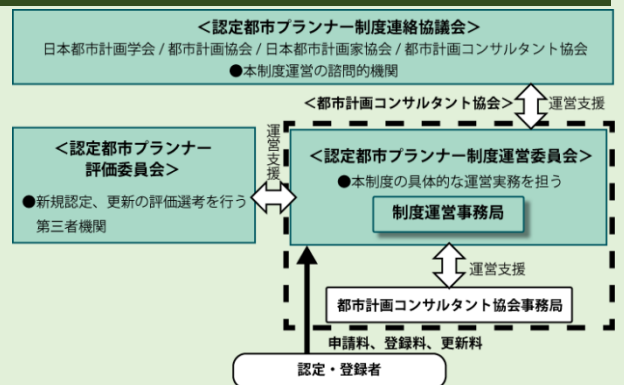
		総合計画	土地利用計画	市街地整備計画	交通計画	公園緑地計画	防災	景観・都市デザイン	環境・エネルギー	住まい・コミュニティデザイン	健康・福祉	都市・地域経営	プロジェクト・エリアマネジメント	分野なし	登録分野数合計	登録者人数合計
認定都市プランナー	第1期	22	29	40	14	9	7	17	3	12	3	14	11		181	100
	H28年度	13	3	19	8	2	2	11	1	4	2	3	1		69	69
	H29年度	5	5	12	5	6	0	3	0	1	1	3	1		42	42
	H30年度	8	10	24	7	3	1	1	2	0	0	4	2		62	62
	R元年度	4	6	18	6	0	2	2	0	3	0	5	1		47	43
	R2年度	5	4	24	6	5	2	2	2	3	0	11	6		70	68
	R3年度	10	0	14	7	4	2	4	0	5	0	6	2		54	51
	計	67	57	151	53	29	16	40	8	28	6	47	24		525	435
認定准都市プランナー	H28年度	2	4	12	2	0	2	2	0	1	0	1	0	0	26	26
	H29年度	3	1	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	8	8
	H30年度	3	3	6	3	0	1	2	0	0	0	1	3	0	22	22
	R元年度	2	6	18	0	1	0	6	1	0	0	3	0	0	37	37
	R2年度	4	6	14	3	3	0	2	0	1	0	3	0	0	36	35
	R3年度	0	2	6	0	1	0	3	0	0	0	0	2	9	22	22
	計	14	22	56	9	5	3	15	1	5	0	8	4	9	151	150

登録事項のデータベース化

「認定都市プランナー」及び「認定准都市プランナー」の登録事項（氏名、所属、専門分野、業務実績概要等）は、本協会ホームページの認定都市プランナーデータベースで公開し、いろいろな項目で検索が可能です。

認定登録運営体制

- 本制度の運営に当たっては、（公社）日本都市計画学会、（公財）都市計画協会、（特活）日本都市計画家協会、及び本協会（以下都市計画関連4団体）が連携協力する体制を構築しています。
- 制度運用のための機関として、本協会に「認定都市プランナー制度運営委員会」を置いています。
- 認定審査のための第三者機関として「認定都市プランナー評価委員会」を（公社）日本都市計画学会、（特活）日本都市計画家協会、及び本協会で構成し、認定審査業務にあたっています。
- 都市計画関連4団体の構成による「認定都市プランナー制度絡協議会」を設置し、本事業全体に対する運用の調整、助言をしています。（座長：岸井隆幸日本大学特任教授）



令和4年度の認定審査について

令和4年度の認定審査の実施要項は、令和4年4月上旬ごろに都市計画コンサルタント協会のホームページに公表します。

なお、令和2年度の認定審査より、推薦主体に認定都市プランナー2名からの推薦が加わりましたので、民間機関に属する一定以上の実務実績を持つ都市計画実務専門家であれば、誰でも受験できるようになりました。

お問い合わせ先：一般社団法人 都市計画コンサルタント協会 認定都市プランナー制度運営事務局

住所：〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-12-18 ハイツ ニュー平河 3階

TEL：03-3261-6058 FAX：03-3261-5082 E-mail：info@toshicon.or.jp

URL：http://www.toshicon.or.jp